

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

仕様書

第1章 業務目的

本業務は、阿南市水井町の一般県道 282 号線，283 号線において，上部斜面の岩盤の抜け落ち，転石の不安定化が進行していることから，落石対策を検討し，斜面の安定化を図ることを目的とする。

第2章 業務内容

(1) 現地調査及び安定度評価(浮石調査含む) 対象面積 9,000㎡

1) 現地調査(浮石調査含む)

当該道路の隣接する現況斜面を踏査し落石の危険性のある転石や浮石等の存在を確認し報告する。

2) 安定度評価

現地調査の結果より現況斜面における安定度を評価する。

(2) 落石防護網詳細設計 対象箇所数 N=2 箇所

1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し，監督員に提出するものとする。

2) 設計条件の確認

既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し，必要な基本事項を検討，決定するものとする。

3) 工法比較検討

比較形式の選定に当たって，既存資料の中から現地状況，基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し，技術的特徴，課題を整理し，評価を加えて監督員と協議の上，比較案 3 案を選定するものとする。

4) 設計計算及び設計図

詳細設計受注者は、決定された設計条件により、落石防止施設について、規模、面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。

附属施設の設計受注者は、設計図書に基づき附属施設の設計を行うものとする。

設計計算受注者は、落石防止施設について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。

5) 数量計算

第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

6) 照査

照査技術者は第、1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

7) 報告書作成

業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。